

番号	1
項目	幼稚園・保育所・地域で、同和・人権保育を確立するために、「なにわ人権教育ネットワーク」が果たしてきた役割とその成果について、こども青少年局としての認識を明らかにされたい。また、今後も引き続き「なにわ人権教育ネットワーク」との協議を行うとともに、支援・協力を図られたい。
(回答)	
	<p>「なにわ人権教育ネットワーク」は、浪速区内の学校・保育所・保護者・地域が密接に連携し、同和教育をはじめとする人権教育・啓発の推進に向けて、さまざまな取組みを提案し、実現してこられました。これらの活動は、浪速区のこどもはもとより、広く区民全体への人権教育・啓発を推進してこられましたものであると認識しています。</p> <p>こども青少年局としましては、大阪が有する多種多様な社会資源や豊かな文化的資産、多彩な人物などの貴重な財産を生かし、こどもを支える取組み等を進めるにあたり、地域との連携は非常に重要なことと考えております。</p> <p>行政、市民がそれぞれの役割を自覚しつつ協働して人権教育・啓発を継続的に推進し「人権を尊重した社会」づくりを行っていく意味でも、今後も引き続き協議をしてまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画グループ） 電話：06-6208-8165</p> <p>こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345</p>

番号	2
項目	1965年8月、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的な課題である。」とした同和対策審議会の答申が出されて60年目の節目である。そして、2016年12月には、現在でも部落差別が存在することを明記し、情報化が進む中で部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国及び地方公共団体の責務等を明記した「部落差別解消推進法」が制定された。このことから、これまで多くの保育・教育現場で取り組まれてきた同和保育・同和教育の取り組みについて、こども青少年局としての認識を述べられたい。また、今後の同和保育・教育の推進について、こども青少年局の方針と具体的方策を述べられたい。
(回答)	
	<p>保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい、内容など保育の実施に関わる事項について国が定めた「保育所保育指針」では、第1章総則において、保育所の社会的責任として、「子どもの人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重する」と示されています。</p> <p>本市としましても、いろいろな人と共に生活する中で、それぞれ違いがあることを知り、それが個性を發揮し、お互いを認め合い、学びあいながら人権を大切にする心を育てることが大切だと考えております。</p> <p>本市公立保育所では、上記のことを踏まえながら、これまで保育を実施してまいりましたが、今後も引き続き、子どもの最善の利益を考え、人権を尊重する保育を進めていけるよう、保育の質の向上を目指し、取り組んでまいります。</p> <p>また、一人ひとりを大切にする教育・保育の実現に向けて、民間保育施設を含む本市内就学前施設の職員を対象として、保育・幼児教育センターにおいて人権保育に関する研修を含めた各種の研修を実施しており、保育の質の向上に引き続き取り組んでまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345</p> <p>こども青少年局 保育・幼児教育センター 電話：06-6952-0173</p>

番号	3
項目	大阪市における虐待等の相談件数は年々増加しており、一時保護所の入所児童数も定員を上回っている状況にある。児童虐待等の早期発見・早期対応を図る意味でも、こども相談センターの早期増設と児童等の受け入れ態勢の強化のために指導員をはじめとするセンター職員の増員が必要である。また、地域民生委員や児童委員をはじめとする各種関係団体との連携が欠かせないと考えるが、こども青少年局の見解と具体的方策を述べられたい。
(回答)	
	こども相談センター（児童相談所）では、従前より児童虐待相談をはじめとする児童相談件数の増加や複雑化している相談に対応するため、児童福祉司の増員に取組んでおり、児童虐待対応や法的対応など相談体制の強化を図ってまいりました。
	児童福祉法の改正により、平成28年に児童福祉司の配置基準が明確化されたことなどを受け、平成29年から計画的な採用を行い児童福祉司・児童心理司の増員に取組むとともに、資質向上のための研修を行うなど専門性の強化に取り組んでおります。
	また、より丁寧なケース検討や迅速な意思決定など効果的な事業実施を行う観点から児童相談所を複数設置することとし、これまで、平成28年10月に2か所目の児童相談所を市内南部（平野区）に開設し、令和3年4月に3か所目の児童相談所を市内北部（東淀川区）に開設しました。現在は、市内東部（鶴見区）に4か所目の児童相談所を令和9年度中の開設に向け、整備しています。
	地域民生委員や児童委員をはじめとする各種関係団体との連携については、児童虐待等の早期発見・早期対応を図るために必要不可欠であると認識しています。
	各区要保護児童対策地域協議会において、地域の代表である民生委員・児童委員の皆様や、警察署、消防署、幼稚園・保育所の代表者等にご参画いただき、情報を共有しながら、具体的な支援方針について協議し、必要な支援に努めるとともに、児童相談所・各区子育て支援室・警察との合同専門研修会の開催や、保育所等保育者向け啓発リーフレットの作成・配布などを通じて、各種関係団体との連携強化に取り組んでおります。
	今後も、各自治体間や関係機関との連携強化や情報共有の徹底を図り、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めてまいります。
担当	こども青少年局 中央こども相談センター 電話 06-4301-3100 こども青少年局 子育て支援部 管理課（児童支援対策グループ） 電話 06-6208-8032

番号	4
項目	大阪市では、「大阪市こどもサポートネット」事業を、2021年度より全市で行っている。これらの成果と課題を述べられたい。
(回答)	
	<p>「大阪市こどもサポートネット」事業については、7区によるモデル実施を経て、令和2年度から全区で実施しています。</p> <p>複合的な課題等により対応が難しいケースが多くみられる中、粘り強く支援対象者に対して働きかけ等を行い、令和6年度においては、スクリーニングにより発見した3,858人の課題がある児童・生徒のうち、3,805人にアウトリーチを行うことができ、そのうち3,692人を必要な支援先に繋げた結果、1,567人について、解決または好転が見られたところです。</p> <p>本事業における主な課題としては、学校と区役所等の協働により、何らかの行政サービスや地域資源の利用などにつながる件数は多い一方、世帯の課題が多岐にわたっていることにより、なかなか状況に変化が見られないということがあります。また、課題の認識や制度利用の必要性がなかなか理解されず、最終的に利用することを拒否する世帯が一定数存在するほか、不登校支援などにおいては、こどもたちの気持ちの変化が起こるまでに時間を要するため、支援等の利用が進まない状況がみられます。そのため、何らかの支援につなげた後も潜在的な課題があることをあらかじめ想定し、更に利用可能な支援先をもれなく提供し利用につなげるとともに、これまで以上によりきめ細かな充実した寄添い型の支援を行えるよう検討し、一人でも多くの児童・生徒や子育て世帯が必要な支援先の利用につながるよう取り組んでまいります。</p>
担当	こども青少年局 企画部 企画課（子どもの貧困対策推進グループ） 電話：06-6208-8153

番号	5
項目	昨今の物価高騰は子育て家庭の経済状況に大きく影響しており、生活困窮により子どもの貧困状態は、深刻化しており子どもの成長に大きな影響を及ぼしている。子どもの貧困に対するこども青少年局の認識と貧困状態解消に向けた具体的方策を述べられたい。
(回答)	
担当	<p>本市では、こどもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の可能性を追求できる社会の実現をめざし、子どもの貧困対策に取り組むこととしています。</p> <p>子どもの貧困対策は、子育て・教育・福祉・健康・就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、多岐にわたる分野が横断的に連携し、子どもの貧困対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、局横断的に取組みを進めるべく、市長を本部長とした「大阪市子どもの貧困対策推進本部」を設置（平成 28 年 2 月 26 日）し、全庁的に取組みを進めるための体制を整えてきたところです。</p> <p>平成 30 年 3 月に策定した「大阪市子どもの貧困対策推進計画」が令和 6 年度末で終期を迎えるため、令和 5 年度に「子どもの生活に関する実態調査」を実施し実態調査の結果をもとに、児童生徒の生活習慣や学習環境と世帯状況との関係性などを分析し、報告書に取りまとめました。</p> <p>実態調査で確認された課題に対し、大阪市を挙げて、子どもの貧困対策を総合的に推進する観点から、関連する施策を体系的に取りまとめた「大阪市子どもの貧困対策推進計画（第 2 期）」を令和 7 年 3 月に策定しました。今後も引き続き、社会全体で子どもの貧困の解消に向けた取組を進めてまいります。</p>

番号	6
項目	幼稚園や保育所に勤務する管理職をはじめ新規採用教職員や経験の浅い教職員に対して、人権感覚を身につけるための研修は重要である。管理職をはじめすべての教職員や、いきいき活動指導員など外部委託をしている事業者に対して、同和保育・教育を中心とした人権研修を積極的に行い、すべての職員に対する人権意識の向上を図るべきと考えるが、こども青少年局の認識を述べられたい。
(回答)	
<p>保育を行ううえで、保育士の人権意識の高揚を図り、様々な人権課題の正しい理解・認識を深めるため、人権研修は重要であり、保育士職員を含む局内の職員が人権に関する知識を身につけ、人権感覚を醸成していくため、管理職をはじめ全職員に向けた人権研修を毎年実施しています。また、保育所に勤務する保育士を対象として、所長研修、主任保育士研修、新規採用者研修など、職務経験や職責に応じた各種研修も実施しており、さまざまな人権課題についての認識を深めることができます。</p> <p>民間保育施設を含む本市内就学前施設の職員を対象とした研修については、保育・幼児教育センターにて、人権研修を実施しており、民間保育施設の保育士等に受講していただいています。</p> <p>「児童いきいき放課後事業」については、市内に居住する全ての児童を対象に、市内の市立小学校全てにおいて、平日の放課後のほか土曜日、夏休みや冬休みなど長期休業日に、児童の安全・安心な遊び場・居場所を提供しております。</p> <p>本事業の運営・管理については、事業者へ委託していることから、仕様書に人権に関する研修（子どもの権利を侵害するあらゆる差別の防止など）を行うよう明記し、活動室職員等に対して研修を実施しております。活動室職員等の人権意識の高揚を図り、様々な人権課題の正しい理解・認識を深めるため人権研修は重要であることから、事業者が行う研修で使う教材について本市からも提供するなど、今後も職員の人権感覚を醸成していくため、人権研修の推進に努めてまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局 企画部 総務課（人事グループ） 電話：06-6208-8116</p> <p>こども青少年局 保育・幼児教育センター 電話：06-6952-0173</p> <p>こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ） 電話：06-6684-9573</p> <p>こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345</p>

番号	7
項目	いきいき活動において、いじめや差別事象などの人権侵害が発生した場合に、指導員はどのような対応をされているのか、また学校との連携は適切にされているのか、現状を述べられたい。
(回答)	
担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ） 電話：06-6684-9573

番号	8
項目	幼児を事件・事故・虐待などから守るために、幼稚園・保育所・地域・警察・行政機関が連携し、緊密に連絡を取り合えるようなバックアップ体制が必要と考えるが、こども青少年局の認識と具体的方策を述べられたい。
(回答)	
	<p>幼児を虐待などから守るためには、幼稚園・保育所・地域・警察・行政機関等が一体となり、より緊密に連携し、連絡を取り合う体制が重要であると認識しております。</p> <p>児童虐待の防止と早期発見・早期対応に向け、通告・相談先として児童虐待ホットラインおよび各区の子育て支援室の周知に努めるとともに、各区要保護児童対策地域協議会において、こども相談センターと区子育て支援室との緊密な連携のみならず、各区における地域のさまざまな関係機関と情報を共有しながら、具体的な支援方針について協議するなど、役割分担を行い必要な支援に努めています。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会代表者会議においては、幼稚園・保育所の代表者、地域の代表である民生委員・児童委員の皆様や、警察署、消防署にもご参画いただき、地域ぐるみでこどもたちを育み守るさまざまな方策について検討いただいております。</p> <p>今後も、要保護児童対策地域協議会の関係機関が更なる連携を深め、体制強化に努めてまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 管理課（児童支援対策） 電話：06-6208-8032</p> <p>こども青少年局 中央こども相談センター 電話：06-4301-3100</p>

番号	9
項目	たんの吸引や人工呼吸器、胃ろうといった医療ケアが必要な子どもたちを支援する「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律法」が、2021年9月18日に施行された。医療的ケア児の保育・教育を保証するために、医療的ケア児のいる保育所に看護師を配置すべきと考えるが、こども青少年局の見解を求める。
(回答)	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345

番号	10
項目	浪速区では、外国籍や外国にルーツを持つ就学前児童が増えている。それに伴い現場では、母語や文化の違いによる課題が発生している。これについて、こども青少年局の認識と具体的対策について明らかにされたい。
(回答)	
<p>すべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を發揮し、いきいきと自立できる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現することにより、誰一人取り残すことなく、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていくことが重要であると考えています。</p> <p>外国にルーツを持つ児童及び保護者が増加傾向にある中で、保護者等とのコミュニケーションを円滑に行うため、市立幼稚園では、令和3年度より教育委員会事務局と連携し、希望する園に対して通訳派遣を行っております。</p> <p>またあわせて、全幼稚園に外国語翻訳機を導入するなど、幼稚園現場における母語の違いによる課題に対応しております。</p> <p>公立保育所においては、外国語翻訳機の購入や通訳派遣の導入など、通訳環境の整備を行っています。また、文化の違いについて、挨拶や歌を保育の中に取り入れ、外国の文化に触れる機会を作っています。</p> <p>民間保育所等につきましては、翻訳機購入のための補助制度を実施しているところです。</p> <p>また、現在保育人材確保対策として、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を清掃業務や給食の配膳などの保育に係る周辺業務に活用するために必要な費用を補助する「保育体制強化事業」を実施しており、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳についても周辺業務とすることができます。</p> <p>また、各区子ども・子育てプラザ及び男女共同参画センター子育て活動支援館では、日本語を母国語としない外国にルーツを持つ子育て世帯のコミュニケーションを円滑に行うため、令和2年度より外国語翻訳機（ポケトーク）を導入しています。</p>	
<p>こども青少年局 企画部 企画課（企画グループ） 電話：06-6208-8337</p> <p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画グループ） 電話：06-6208-8165</p> <p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（企画調整グループ）</p>	

電話：06-6208-8031

こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課

電話：06-6684-9345

こども青少年局 子育て支援部 管理課（子育て支援グループ）

電話：06-6208-8112

番号	11
項目	母語が日本語でない子どもや保護者が増えるなかで、何らかの療育、発達障がい等が感じられる子どもに、適切な支援や関係機関と連携が取れているのか。また、その保護者に正しい情報提供や関係機関に繋げることが出来ているのか。こども青少年局の認識と具体的対策を述べられたい。
(回答)	
<p>市立幼稚園では、令和3年度より教育委員会事務局と連携し、希望する園に対して通訳派遣を行っております。</p> <p>またあわせて、全幼稚園に外国語翻訳機を導入するなど、幼稚園現場における母語の違いによる課題に対応しております。</p> <p>公立保育所では、外国語翻訳機の購入や通訳派遣の導入などの通訳環境を整備し、母語が日本語でない子どもや保護者等とのコミュニケーションを円滑に行えるように努めています。また、母語が日本語の子どもや保護者と区別なく、子どもの状況に合わせた支援計画を立て、保育所全体で支援を行っています。加えて、必要に応じて区役所、保健福祉センター、子育て支援室などの関係機関とも連携を取りながら支援を行っています。</p> <p>各区子ども・子育てプラザ及び男女共同参画センター子育て活動支援館では、日本語を母語としない外国にルーツを持つ子育て世帯のコミュニケーションを円滑に行うため、令和2年度より外国語翻訳機（ポケトーク）を導入しています。</p>	
担当	<p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画グループ） 電話：06-6208-8165</p> <p>こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345</p> <p>こども青少年局 子育て支援部 管理課（子育て支援グループ） 電話：06-6208-8112</p>

番号	12
項目	浪速区では外国籍や外国にルーツを持つ就学前児童が増えている。文化や宗教などの違いにより、互いを理解するための食育や給食の対応が必要であると考える。こども青少年局の認識と具体的対策を述べられたい。
(回答)	
市立幼稚園では、使用している食材も含めて、給食の献立を事前に保護者に示しております。	
様々な理由により献立に喫食できない食材が含まれている場合は、保護者からお申し出いただき、当該メニューを提供しないように配慮しております。	
なお、食育に関しては、教育委員会事務局の所管事務になります。	
公立保育所の食材については、年度ごとに納入業者と連携し、各保育所に在籍する児童の食材について情報共有、確認を行い、衛生的で信頼のおける納入業者より、日常的に良質な食材を仕入れております。	
文化や宗教の違いで喫食できない食材のある場合は、除去する食材の種類や内容も一人一人異なることから、保護者からの聞き取りをもとに適切に対応を行っております。	
それぞれの宗教、習慣、個人ごとに、喫食できない食材が異なることから、平成31年4月以降は、除去や代替の対応には誤食の危険性があると判断し、弁当持参をお願いしてきた経過がありましたが、令和5年4月より、食べられる献立の日は給食の提供を可とし、食べられない食材が含まれる献立の日は弁当持参に切り替えるなど、保護者の意向に沿う食事提供を行っています。	
民間保育所等につきましては、近年、外国にルーツを持つ就学前児童が増加している現状を受け、互いの文化や価値観を理解し合うためには、食育や給食への対応がますます重要となっています。こうした背景から、本市としても多様な宗教や文化に配慮した給食の提供、いわゆる宗教食への対応を推進すべく、各施設に対して可能な範囲での宗教食の提供に努めていただくよう働きかけを行っています。また対応にあたっては、保護者と面談の上、十分な把握・説明が必要であることも周知しています。	
今後も、児童それぞれの背景に寄り添い、全ての児童が安心して食事を楽しめる環境づくりに努めてまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画グループ） 電話：06-6208-8165 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（指導・監査グループ） 電話：06-6361-0752

こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課

電話：06-6684-9345

番号	13
項目	近年では想定外の災害が発生しているが、幼稚園や保育所において子どもたちが安全に避難できる計画は確立されているのか、また、災害時には地域との連携が必要と考えるが、こども青少年局としての見解を述べられたい。
(回答)	
<p>保育所については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省第159号）」において、「保育所等については令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という）を施設ごとに策定することを義務付けること」とされ、安全計画内の各年度における年間スケジュールにおいて、安全点検や避難訓練の計画を定めています。また災害時には、地域の特性に応じた避難所へ避難することも想定しており、年に数回、地域と連携した訓練を行っています。</p> <p>民間保育所における安全に避難できる計画の策定については、児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第1項において、非常災害に対する具体的計画を立て、不斷の注意と訓練をするように努めなければならないと規定されており、第6条第2項では、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならないと規定されています。</p> <p>また、保育所保育指針においても同様に、緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルの作成、定期的な避難訓練の実施などが示されています。</p> <p>こども青少年局としましても、災害時対応ガイドライン及び防災マニュアル作成の手引きを作成し、民間保育所に対して周知するとともに、マニュアルや避難訓練の実施の有無を確認しております。</p> <p>災害時の地域との連携についても保育所保育指針において、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること、避難訓練については地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫することと示されていることから、こども青少年局としましても、地域との連携は必要であると考えており、引き続き周知してまいります。</p> <p>なお、市立幼稚園における災害時の避難計画の策定等に関しては、教育委員会事務局の所管事務になります。</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（企画調整グループ） 電話：06-6208-8031 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画グループ） 電話：06-6208-8165

こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課

電話：06-6684-9345

番号	14
項目	預かり保育のための介助指導員や一時預かり指導員の増員や拡充を行うこと。
(回答)	
	<p>一時預かり事業については、市立幼稚園在園児童数の減少に伴い、一時預かり利用者は減少しているものの、今後も業務負担の軽減や、国基準に基づく指導員の適切な配置等に努めてまいりたいと考えております。</p>
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画グループ） 電話：06-6208-8165

番号	15
項目	すべての市立保育所に更衣室及び休養室を設置すること。
(回答)	
	公立保育所においては、建物が古いものも多く、その当時の状況を反映した造りとなっていることから、十分な広さの更衣室、休養室の確保ができない保育所が多数あります。しかしながら、公立保育所内にスペースがないため、現状ではこれ以上、更衣室、休養室を拡張することは困難な状況となっています。
	公立保育所の老朽化も進んでいることから、今後保育所の建替えを行う際には、職員数に応じた更衣室、休養室を設置し、職員の健康保持・増進に努めてまいります。
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9109

番号	16
項目	市立の保育所では、建物や設備の老朽化により適切に保育を行うことが厳しくなっており、子ども達や保護者、また職員にも負担を強いられているとの情報があるが、現状と対策について述べられたい。
(回答)	
	<p>公立保育所においては、建築後相当年数が経過し老朽化している施設が多くあり、新設の保育所に比べ、子ども達や保護者、職員に運営上多くのご負担をかけている現状は当課としても把握しています。</p> <p>少しでも負担軽減が図れるよう、施設の改修等について計画的に進めてまいりたいと考えています。</p>
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9109

番号	17
項目	大阪市では、保護者とのやり取りに保育、教育施設向けの業務支援ツール ICT（情報通信技術）アプリ「コドモン」を活用しているが、保育所内の通信環境は整っているのか。そして、個人情報の管理は正しくされているのか。また「コドモン」を利用することができない保護者に対してどの様な対応をされているのか。さらには、職員と保護者との対面でのコミュニケーション減少により、子どもの健康状態などの情報が共有されているのか。現状と対策を述べられたい。
(回答)	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345